



コロナが導く再認識「今こそ予防的歯科治療を！」

4月に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発出され、多くの歯科医院がこの方針に沿って、患者さんの受け入れ数の制限、診療時間の短縮、緊急度の高い治療に限定するなど感染予防策を実施しました。ご不便があったことと思います。緊急事態宣言解除以降は、歯科医師会はウィズコロナとして歯科診療のあり方を模索し、新しいタイプの个人防护具やエアロゾル発生感染防御技術・装置の導入などを行うとともに、不急と位置付けられた「予防的歯科診療」の再開を進めてきました。予防的歯科診療とは、定期健診とされるお口の健康状態のチェックや、普段の歯みがきでは落とせない歯垢（プラーク）などを、専用機器で取り除く歯の清掃などを意味します。

お口の健康管理で大多数を占めるのは、むし歯と歯周病です。近年、むし歯と歯周病は早い段階で見出し、病状のリスクを把握して適切に対応することにより病状悪化を抑制し健全な状態への回復が可能となってきています。お口の健康管理は予防的歯科診療が中心であり、広く日常的に実施されていますが、緊急事態宣言下では、治療の緊急度の観点から延期を余儀なくされました。予防的歯科診療の長期間にわたる中断は、むし歯や歯周病の悪化を招きかねず、

コロナ感染症の重症化に関連するとされる生活習慣病のリスク因子にも影響を与え、日々の生活と健康に悪影響を及ぼす可能性が極めて高いと考えられます。流行期がある程度終息した後、次の流行期が来るまでの間の流行間期には、先送りされた予防的歯科診療を受診して、お口の健康管理を万全にして感染しにくい状態を保つことが大切なのです。ご高齢の方や基礎疾患がある方で新型コロナウイルス感染へのリスクが高い場合、かかりつけ歯科医が予防的歯科受診を推奨するか判断いたしますので、まずはかかりつけ歯科医にご相談ください。また、9月より歯科医師会会員の医院にて市の成人歯科健診が始まっております。案内が届いた該当される市民の方はこの機会に受診されることをお勧めします。予防的歯科診療を介してのコロナ感染拡大事例や歯科医療機関での大きなクラスター発生は報告されていません（9月1日現在）。どうか安心して受診していただきたいと思います。

※参考：「新型コロナウイルス時代の口腔健康管理－課題と対応－」
日本口腔衛生学会新型コロナウイルス感染症対策検討本部編

(東久留米市歯科医師会)